
5. 緑化重点地区計画

5. 緑化重点地区計画

5.1 緑化重点地区の設定

公園緑地の整備推進に向けて、都市公園だけの事業推進ではなく、地域全体で取り組んでいくことが有効です。このため、都市公園事業とその他の公共事業による緑化、民有地の緑化を一体的に推進していく緑化重点地区を設定していくことが効果的となります。対象としては以下に示す ~ の地区 が考えられます。(出典:緑の基本計画ハンドブック)

また、緑化重点地区設定に基づいた事業手法として「緑化重点地区総合整備事業」があります。緑化重点地区総合整備事業は、市町村が策定する緑の基本計画に定められる緑化重点地区のうち、緑化の目標、年次計画等を定めた緑化の実施に関する計画に基づき、緑地の整備又は公共公益施設の緑化を行う地区について、これらの事業を市町村単位での一括採択により実施されるものであり、事業主体は市町村です。

当該事業の採択基準の採択基準として、都市景観形成、都市環境改善、防災機能向上のいずれかに該当していることとされています。なお、地区内で合計5ヵ所以上の緑地の整備又は公共公益施設の緑化を行うということも要件となります。

緑化重点地区の対象として考えられる地区の要件

駅前等都市のシンボルとなる地区

特に緑の少ない地区

風致地区などで都市における風致の維持・創出が特に重要な地区

避難地の面積が十分でない等防災上課題が有り、緑地の確保及び市街地の緑化を行う必要性が特に高い地区

緑化の推進の住民意識が高い地区

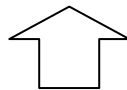
市街地開発事業等の予定地区

緑地協定の締結の促進等により良好な住宅地の形成を促進する地区

都市公園を核として都市住民の憩いの場の創出を図る地区

公共施設と民有地の一体的な緑化及び景観形成により良好な環境の保全及び創出を図る地区

ヒートアイランド現象の緩和等都市環境の改善が必要な地区



緑化重点地区総合整備事業採択基準

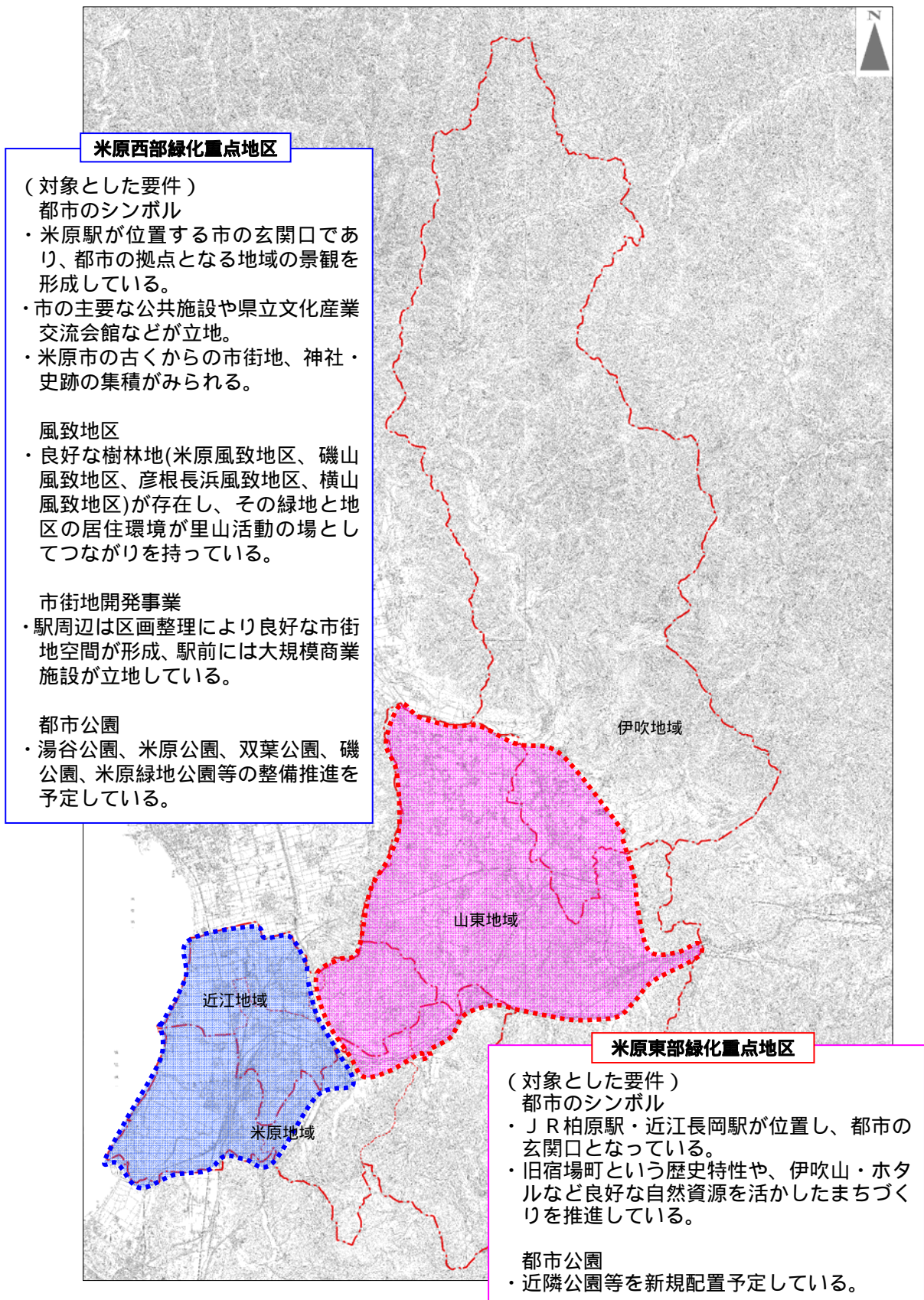
都市景観形成地区(都市の中心駅周辺等都市の拠点となる地域の景観を形成)

都市環境改善地区(ヒートアイランド現象の緩和等都市環境を改善)

防災機能向上地区(延焼防止帯等となる緑地の整備と緑化により防災機能を向上)

以上の要件等をふまえ、本市における緑化重点地区として、米原西部地区、米原東部地区の2地区を設定します。

緑化重点地区位置図



米原西部緑化重点地区

(対象とした要件)

- 都市のシンボル
- ・米原駅が位置する市の玄関口であり、都市の拠点となる地域の景観を形成している。
- ・市の主要な公共施設や県立文化産業交流会館などが立地。
- ・米原市の古くからの市街地、神社・史跡の集積がみられる。

風致地区

- ・良好な樹林地(米原風致地区、磯山風致地区、彦根長浜風致地区、横山風致地区)が存在し、その緑地と地区の居住環境が里山活動の場としてつながりを持っている。

市街地開発事業

- ・駅周辺は区画整理により良好な市街地空間が形成、駅前には大規模商業施設が立地している。

都市公園

- ・湯谷公園、米原公園、双葉公園、磯公園、米原緑地公園等の整備推進を予定している。

米原東部緑化重点地区

(対象とした要件)

- 都市のシンボル
- ・JR柏原駅・近江長岡駅が位置し、都市の玄関口となっている。
- ・旧宿場町という歴史特性や、伊吹山・ホテルなど良好な自然資源を活かしたまちづくりを推進している。

都市公園

- ・近隣公園等を新規配置予定している。

■米原西部緑化重点地区

■現況

- ・本市の南西側で米原地域と近江地域にまたがる面積約2,420haのエリア。
- ・JR米原駅、市役所、米原げんきステーション等主要な公共施設が集積する本市の中心市街地を含んでいる。また由緒ある寺、神社も多く点在している。
- ・西側は農地が広がり、琵琶湖湖岸と接している。
- ・横山風致地区、米原風致地区、磯山風致地区、彦根長浜湖岸風致地区の指定がされている。
- ・近隣公園(米原公園)、地区公園(双葉公園、磯公園、米原緑地公園)及び街区公園(湯谷公園、3号街区公園、米原南工業団地内公園2箇所)の整備が予定されている。また都市緑地として天野川緑地、琵琶湖湖岸緑地、朝妻緑地が設置されている。
- ・国道8号バイパスの整備が予定されている。
- ・農業用水路が数多くある地域であり、かつて琵琶湖第2の大きさを誇った入江内湖外周部が承水溝として残されている。

■緑化方針

うるおいのある居住環境・緑の拠点の整備

- 緑の拠点となる各種公園整備の推進
(緑化重点地区総合整備事業の推進
-5地区:米原公園、湯谷公園、磯公園、双葉公園、米原緑地公園)
- 米原駅周辺の中心市街地や区画整理事業地等の緑化推進
- 風致地区の保全及び里山環境の再生
- 社寺林や承水溝といった地域の歴史を伝承する緑の保全
- 既存及び今後整備が進められる都市計画道路の緑化
- 琵琶湖湖岸や天野川等の貴重な水辺空間の保全

●駅西地区の緑化推進

- 市役所、公民館等が集まる本市の中心市街地であり、各施設の積極的な緑化を推進する。
- ・道路沿線の緑化や民地の生け垣化の支援・推進
 - ・工場の外周緑化
 - ・都市計画道路、公共施設緑化
 - ・市のエントランスとしてふさわしい駅前広場の修景・緑化

●近隣公園(米原公園)

- ・地域のコミュニティ形成拠点、防災対応拠点、隣接する小中学校と連携した利用にも対応した、地域の近隣公園として整備する。
- ・震災時の避難地ともなるオープンスペースを確保する。

●水辺の景観保全

- ・琵琶湖湖岸の貴重な水辺景観を保全する。

●磯山風致地区

- ・風致地区を維持する。
- ・里山市民活動の場として活用。

●地区公園(磯公園)

- ・市西部地域における運動レクリエーション機能を担う地区公園として位置づける。
- ・磯山風致地区と一体となった良好な都市環境に寄与する場として緑化を推進する。
- ・市の南側玄関口を修景する緑の拠点として整備する。
- ・面積縮小となった米原公園の代替。

●水路・承水溝の保全

- ・既設水路や矢倉川周辺に広がる水辺景観の積極的な保全・修景。
- ・公園の隣接部では公園と連携した景観整備や緑化を推進。

●都市計画道路の緑化

- ・既存及び今後整備が進められる都市計画道路へは街路樹の列植や植栽の充実などにより連続する緑を確保し景観性の向上を推進する。

●彦根長浜湖岸風致地区・朝妻緑地・琵琶湖湖岸緑地

- ・風致地区や緑地の良好な緑を維持し連続性を確保する。
- ・琵琶湖へ流れ出る水の水質浄化を推進する。

●地区公園(双葉公園)

- ・隣接する運動広場や中学校等と連携した近江地域の拠点となる公園として位置づけ、コミュニティの形成・運動・憩い・防災などに対応した地区公園として整備する。
- ・日御神社の緑と一体となった良質な緑の拠点づくりを推進する。
- ・整備推進に向けて、既存公園都市計画決定区域の見直しを行う。

●横山風致地区

- ・風致地区を維持し緑の連続性を確保。

●集落地の適正な緑化推進

- ・公共施設や教育施設では施設や外周の積極的な緑化を推進し、民有地緑化のモデルとしていく。
- ・社寺境内地の外周緑化及び既存樹保全。
- ・住宅の密集するエリアでは民有地の余地や外周の緑化を推進する。
- ・街路樹植栽やフラワーボットの設置など現況条件に応じた地域住民の生活道路の緑化を推進する。

●天野川の河川環境の保全

- ・ゲンジボタルの発生する天野川沿岸の良質な河川環境の保全や河畔林の保全を行う。
- ・浚渫や伐木等、堤外地の適切な維持管理の充実を図る。

●街区公園(湯谷公園)

- ・供用されているグラウンドを対象に都市計画決定区域の変更を行う。(街区公園)

●駅東地区の緑化推進

- ・青岸寺をはじめ、由緒ある社寺等が点在し、宿場町としての面影を残す沿道沿いに積極的な緑化を行う。
- ・社寺林の保全及び既存住宅地外周の緑化を推進する。

●米原風致地区

- ・風致地区を維持する。
- ・里山市民活動の場として活用。

●地区公園(米原緑地公園)

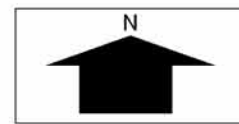
- ・米原地区駅東側の住民を対象とした憩いのオープンスペースとして、区画整理事業地内緑地を取り込んで地区公園として整備する。
- ・防災対応機能を有した公園として整備する。

●米原駅東部土地区画整理事業地内の緑化推進

- ・土地区画整理事業の施行により良好な居住環境を創出する。
- ・適切な公園緑地の配置・整備(3号街区公園、米原緑地公園)
- ・民有地の緑化を推進する。

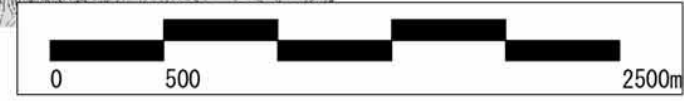
●米原南工業団地内の緑化推進

- ・工場緑化等を推進する。
- ・適切な公園緑地の配置・整備(街区公園2ヶ所)



■凡例

	緑化重点地区区域
	市街化区域
	風致地区
	保安林
	既存集落地



米原公園

方針

- ・米原公園は、JR西側部の中心市街地の住民を対象として、コミュニティ形成拠点、防災時における隣接する小中学校との連携した利用など、地域の緑の拠点となる近隣公園として整備推進を図ります。

区域設定の考え方

- ・隣接する小中学校との整合を図り区域変更を行います。
- ・米原公園は、近隣公園としての位置づけ（標準面積2.0ha）が既にされていますが、区域の一部が米原小学校・中学校の一部敷地として利用されており、現計画決定区域の見直しが必要です。このため、都市計画決定済みの公園面積7.8haから、2.8haに削減します。なお、削減された公園面積については、同じ米原地域の南域エリアに新規公園配置を行います。
- ・公園西側は、国道8号バイパスが新設される予定となっており、配置に当たって整合を図ります。

面積

- ・2.8ha

種別

- ・近隣公園

整備イメージ



米原緑地公園

方針

- ・米原緑地公園は、JR東側の住民を主対象に、米原駅東部土地区画整理事業地内の緑地を取り込んだ地区公園として位置づけ、地域における憩い・レクリエーションの場、防災時対応機能を有する場として新規配置を行います。
- ・隣接して湯谷神社、青岸寺、湯谷公園があり、その背後の太尾山の散策路からは琵琶湖を一望できます。この一帯は、本市のシンボリックな緑地としての性格を持たせます。
- ・西側の平地部は、レクリエーションスペースとして、東側の斜面部は背後の米原風致地区の緑と調和した緑地空間となるよう整備を推進します。

区域設定の考え方

- ・区画整理事業地内緑地を一体的に区域として組み込み、効率的な維持管理を行います。
- ・樹林地背後は風致地区指定を受けており、連続性のある緑地空間となるよう整備します。

面積

- ・6.13ha

種別

- ・地区公園

整備イメージ



湯谷公園

方針

- ・湯谷公園は、これまで近隣公園（1.7ha）として位置づけられており、運動広場周辺部分（0.28ha）について供用されてきました。しかし、既都市計画決定区域での整備推進が現状の土地利用を踏まえると実効性が弱いという点や、隣接する区画整理事業地において米原緑地公園が地区公園として位置づけられ近隣公園としての機能にも対応している点を踏まえ、現況の供用部分対象とした街区公園（0.28ha）に位置づけを変更し、近隣住民の身近な遊び場、憩いの場として整備の充実を図ります。

区域設定の考え方

- ・既存公園供用区域を対象に区域を設定します。
- ・隣接する忠魂碑周辺は公園区域には含めないものとします。

面積

- ・0.28ha

種別

- ・街区公園

整備イメージ



磯公園

方針

- ・磯公園は、米原市の西部地域における運動レクリエーション的機能を担うとともに、磯山風致地区と一体となった良好な都市環境を形成する場として位置づけ、地区公園として新規配置します。
- ・国道8号バイパス沿いに位置し、本市の南域の玄関口的な機能を持たせます。
- ・面積縮小となった米原公園の一部代替機能にも対応させます。

区域設定の考え方

- ・東側は国道8号バイパスが近接して整備される予定です。
- ・磯地先の公園予定区域は、農地の南端にある三角地で農地としての機能は土質の状況等、劣悪な状況にあり、公園利用に転用させます。
- ・公園区域は、河川の浚渫土置き場として数年活用し地盤を安定させて後、公園に利用転換します。

面積

- ・3.9ha

種別

- ・地区公園

整備イメージ



双葉公園

方針

- ・双葉公園は、コミュニティ形成の場や防災時の活用等、隣接する運動広場や中学校等と連携した近江地域の拠点となる公園として位置づけます。
- ・双葉公園はこれまで近隣公園として位置づけられてきましたが、近江地域の中心部にあること、面積的にも地区公園の標準規模（4ha）を満たしていることより、近隣住民を対象とした近隣公園から近江地域全体を対象とした地区公園に変更配置します。

区域設定の考え方

- ・現都市計画公園決定区域に含まれる墓地空間は、地区公園に取り込むことは難しいため、墓地部を切り離し区域設定を行います。
- ・中学校に隣接する良好な樹林地を公園区域に取り込み、人々の散策、憩いの場として保全・活用します。

面積

- ・4.0ha

種別

- ・地区公園

整備イメージ



■米原東部緑化重点地区

■現況

・本市のほぼ中央部で山東、伊吹、米原、近江地域にまたがる面積約5,210haの地区。
 ・自然公園指定を受けている北の伊吹山、南の霊仙山にはさまれた位置にあり、カモの生息地として県天然記念物指定を受けている三島池やゲンジボタルの発生地として国指定の特別天然記念物および天然記念物指定を受けている天野川、市指定の天然記念物である山室湿原などが存在する、自然に恵まれた地域である。
 ・エリアの大部分が田園地となっており、ホタルの自然発生は地区全域で見られる。また、歴史の面影を残す旧宿場町など古からの集落が点在している。
 ・広域的なスポーツレクリエーション施設であり米原市を代表する総合公園の機能を有する「グリーンパーク山東」が三島池に隣接して整備されている。また、伊吹地域には、交流拠点として利用されている菓草の里文化センターが整備されている。

■緑化方針

自然と歴史を活かした緑のまちづくり

- グリーンパーク山東、天野川沿いの良好な水辺景観やゲンジボタル発生地の保全
- 地区のコミュニティ拠点となる近隣公園の整備
- JR駅前景観の向上や集落に近接する里山環境の再生
- 旧宿場町の町並みや社寺林といった地域の歴史を伝承する緑の保全

●グリーンパーク山東

・カモやゲンジボタルの生息地である三島池を含む良好な自然環境を保全すると共に、本市の主要なスポーツレクリエーション拠点として魅力ある緑化を推進していく。

●近隣公園の整備

・山東地域(長岡)のコミュニティ拠点となる公園の整備を推進する。

●田園景観の保全

・良好な田園景観を保全する。

●横山風致地区

・風致地区を維持し緑の連続性を確保する。

●黒田川の保全

・黒田川の河川環境を保全する。

●近隣公園の整備

・息郷学区(樋口、河南)のコミュニティ拠点となる公園の整備を推進する。

●姉川の保全

・姉川の河川環境を保全する。

●横山の保全

・風致地区に隣接する緑地として、横山の保全を図る。

●水辺の有効活用

・ハリヨが生息する水辺環境を保全する。

●街区公園の有効活用

・春照地区のコミュニティ拠点として、園原児童公園の有効活用を図り、整備充実を推進する。

●集落地の緑化推進

・寺社境内地の樹林を保全する。
 ・住宅の密集するエリアでは民有地の余地や外周の緑化を推進する。
 ・街路樹植栽やフラワーボットの設置など現況条件に応じた地域住民の生活道路の緑化を推進する。

●用途地域周辺の緑化推進

・伊吹山中学校や総合体育館、菓草の里文化センター等の公共施設や工場地では施設や外周の緑化を推進し、民有地緑化のモデルとしていく。

●近隣公園の整備

・伊吹地区のコミュニティ拠点となる公園の整備を推進する。また、隣接する菓草の里文化センターとの一体的な活用を推進し、緑の拠点としての充実を図る。

●街区公園の有効活用

・伊吹ヶ丘地区のコミュニティ拠点として、伊吹ヶ丘児童公園の有効活用を図る。

●田園景観の保全

・良好な田園景観を保全する。

●天野川緑地の保全

・ゲンジボタルの発生する天野川沿川の良質な河川環境を保全する。

●近隣公園の整備

・山東地域(柏原)のコミュニティ拠点となる公園の整備を推進する。

●用途地域周辺の緑化推進

・近江長岡駅前や山東東小学校等の主要施設の緑化を推進する。

●ゲンジボタル生息地の保全

・天野川に点在するゲンジボタルの生息地を保全する。

●近隣公園の整備

・醒井学区(一色)のコミュニティ拠点となる公園の整備を推進する。

●市街化区域周辺の緑化推進や水辺環境の保全

・醒ヶ井駅前や醒井小学校等主要施設の緑化を推進する。
 ・地藏川の水辺環境を保全する。

●特殊公園の有効活用

・柏原地区に整備されている柏原緑地の有効活用を図り、緑化を推進する。

■凡例	
	緑化重点地区区域
	用途地域
	風致地区
	ホタルの主な発生地
	既存集落地

